

## 新型コロナ臨時取扱い、10/31まで延長

### —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その32—

厚生労働省は9月27日、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その77）」を发出。9/30日までの算定期限となっていた下記の①、②の点数について、**10月31日まで延長されることとなった**。算定対象等の取扱いに変更はない。

#### ①新型コロナ疑い患者を外来診療する場合：250点

⇒診療行為名称：二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）

#### ②コロナ陽性患者の電話診療、高リスク患者の場合：147点

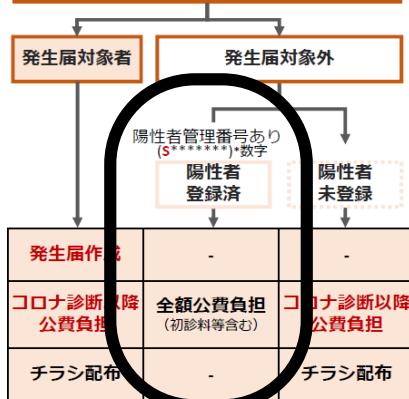
⇒診療行為名称：電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）

※①、②の算定に当たっては、算定にあたっては発熱診療等医療機関である旨を自治体のホームページで公表している等の必要がある。

#### <お詫びと訂正>

セルフテスト結果の写真あり

#### セルフテストで陽性反応



9/24に発行した「新型コロナウイルス感染症に関わる診療報酬算定について その31」において、「公費適用のタイミングなどの取扱いにも変更はない」とご案内しましたが、左図の○印の通り変更がありました。

**セルフテストで陽性反応が確認された患者につきましては、「陽性者登録済みの場合は初再診料・院内トリアージ実施料等も含め公費負担医療の対象」となります。**お詫びして訂正いたします。

なお、図中の「陽性者管理番号」とは、陽性登録を行った患者に通知される管理番号となります。

現時点で、陽性者管理番号のレセプト等への記載は求められていませんので、ご留意いただければ幸いです。

### 【書籍のご案内】在宅医療点数の手引 2022年度 改定版 発刊！



会員価格：4,000円

今次改定を反映させ、より分かりやすく編集したテキスト、新版『在宅医療点数の手引（2022年度版）』が完成致しました。

『在宅医療点数の手引』では、点数表からは解釈しにくい部分を編注やフローチャートを用いてわかりやすく解説しています。

また、在宅医療Q&Aやレセプトの請求事例も多数掲載。必携のテキストです。

ご注文はお電話もしくは下記の注文用紙にご記入の上045-313-2113までFAXにてご返送ください。

振込用紙と請求書を同封して医療機関に送付いたします。

#### ◆在宅医療点数の手引 注文用紙◆

医療機関名		会員氏名	
医療機関電話番号		購入冊数	冊